
第2章 景観形成の基本目標

2-1. 基本目標

自然と調和した美しい田園のまちを目指し、当別町らしい良好な景観形成を推進するための具体目標として、基本目標を以下のとおり定めます。

(1) 自然景観の保全、活用

—水と緑の豊かな自然景観をまもる—

当別町の豊かな水と緑資源は、農村部の田園風景と並んで本町が誇りとし大切にしていかなければならないものであり、全体の景観を構成する貴重な資源です。

森林環境、防風林の保全活用、河川的环境整備を通じた景観づくり、また森林地帯を貫く道路沿道景観を整え、緑豊かな景観づくりを行います。

※ 当別町第5次総合計画における指標・目標

公園・緑地などの整備

・公園などの整備に対する満足度

(H19) 34.8% → (H30) 40%以上

(2) 農村景観の整備、活用

—当別農業のブランド力を高める景観形成—

農村景観の整備、私有地内の景観阻害要素に対する誘導、農村景観と調和した住宅地整備、農用地における修景づくり、交流の場づくりなど、農村部における景観づくりをとおして、当別の基幹産業である農業をより一層内外にアピールできる環境づくりを進めていきます。

※ 当別町第5次総合計画における指標・目標

農村環境の保全

・美しい田園風景に対する満足度

(H19) 41.7% → (H30) 60%以上

(3) 特色ある市街地景観の形成

—美しく、個性的な市街地景観の形成—

美しく、個性的で、町民が誇りを感じることができる景観を形成するため、花、歴史、スウェーデンとの交流など当別町固有の資源を最大限に活用した景観形成を推進します。

※ 当別町第5次総合計画における指標・目標

美しいまちづくりの推進

・美しい街並みの形成に対する満足度

(H19) 33.9% → (H30) 50%以上

(4) 未来の景観を担う人づくり

—子ども達や地域で景観を考える場をつくる—

次代の当別町の景観を担う子ども達や住民等に向けて、学校、地域での景観学習プログラムの推進を図ります。

(5) 景観づくりへの参加、ルールづくり

—行政、住民の協働による景観づくり—

良好な景観形成は、行政、住民、企業の協力なしにはできないものです。

美しい景観委員会や各種計画策定における町民参加を進めていくと共に、景観コンテストなどを統合し、顕彰制度の設立を目指します。

また、地域住民によるよりよい景観づくりを進めるために、景観形成ルールの検討を行います。

※ 当別町第5次総合計画における指標・目標

美しいまちづくりの推進

・町内美しいまちづくり組織数

(H19) 38組織 → (H30) 44組織

図 2-1 当別町景観形成のイメージ

